

罰則規程

第1条（目的）

本規程は、クラブハウス棟利用団体に対する処罰及びその手続を定めることによって、施設の安全及び大学施設としての適正な利用を図るとともに、利用団体の権利利益の保護に資することを目的とする。

第2条（定義）

本規則において、用語の定義は、クラブハウス棟規約の定めるところによる。

第3条（処罰の適用）

1. 利用団体及びその構成員による、規程等に違反する行為は、本規程の定めるところにより、処罰する。
2. 複数の処罰対象行為があった場合、処罰の重複を妨げない。
3. 利用団体に対する処罰は、クラブハウス棟施設の安全及び適正な利用の確保を目的として行う。
4. 処罰は、本規程の定める適正な手続により行われなければならない。本規程に定めのない処罰は、これを禁止する。

第4条(処罰の責任)

1. 処罰は、執行委員長の責で行う。
2. 執行委員長は、処罰対象行為の程度に応じて、公平な処罰を行わなければならない。

第5条（点数制の概要）

1. 処罰は、利用団体が有する持ち点によって管理するものとする。
2. 利用団体は、毎学期最初の利用日に、持ち点50点を加算されるものとする。なお、前学期最後の利用日の時点での点数は、毎学期最初の利用日に、これを繰り越すものとする。
3. 持ち点の上限は、100点とする。

4. 本規程に定める処罰対象行為があった場合、執行委員長は、利用団体の持ち点に減点処分を行う。
5. 利用団体の持ち点が次の各号に掲げる点数を下回った場合、次の各号が定める処罰を行うものとする。
 - A. 0点以下となった場合 即時退去処分
 - B. 10点以下となった場合 当該期利用停止処分
 - C. 30点以下となった場合 30日を上限とした利用停止処分（ただし、利用停止処分終了後は持ち点を31点とする）

第6条（器物損壊にかかる罰則）

器物損壊にかかる罰則は、次の表に定める。

罰則対象行為	処罰
クラブハウス棟の建物及びその他器物を故意または重過失により損壊した場合	10-50点の減点
クラブハウス棟の建物及びその他器物を、故意または重過失により通常の清掃で回復することが困難な程度に汚損した場合	5-50点の減点

第7条（鍵の利用にかかる罰則）

鍵の利用に係る罰則は、次の表に定める。

罰則対象行為	処罰
クラブハウス棟の物理鍵の複製を行った場合	複製した鍵の没収及び100点の減点並びに即時退去
物理鍵の破損及び紛失が確認された場合	30点の減点（修繕費用は利用団体の負担とする）
物理鍵の無断持ち出しが確認された場合	45点の減点

故意または重過失による物理鍵の返却遅延が確認された場合	5-10点の減点
-----------------------------	----------

第8条（クラブ室利用にかかる罰則）

クラブ室利用に係る罰則は、次の表に定める。

罰則対象行為	処罰
事前の申請なく利用規程の定める利用可能時間外にクラブ室を利用したことが確認された場合	5-30点の減点
利用許可を得ていない場所の無断利用が確認された場合	20点の減点
利用者名簿に記載のない者によるクラブ室利用が確認された場合	違反者1人につき5点の減点
事前の申請無く電源またはネットワーク設備を不適切に利用したことが確認された場合	5-50点の減点
21:00時点でクラブハウス棟の鍵の施錠忘れ又は窓の閉め忘れが確認された場合（なお、1部屋を複数団体に利用している場合は、最後に鍵を借用した団体の責任とする）	10点の減点
団体の不適切な活動及びクラブハウス棟の利用が確認され、大学事務室等からクラブハウス棟の利用制限を要請された場合	10-100点の減点

第9条（処罰対象行為の調査）

1. 執行委員会は、処罰対象行為が確認されまたはその疑いがある場合は事実調査を行わなければならない。調査を経ない処罰は、これを禁止する。
2. 利用団体は、執行委員会から求めがあった場合、調査に協力しなければならない。
3. 執行委員会は、処分対象行為の調査を行うにあたっては、利用団体に弁明の機会を付与しなければならない。ただし、クラブハウス棟の安全を確保するため緊急に処分を行う必要がある場合は、この限りではない。

第10条（処罰の決定）

1. 執行委員長は、調査の結果に基づき処罰の有無及びその内容を決定する。
2. クラブハウス棟及び利用団体の安全を確保するために必要な場合、執行委員長は、本規程に定めのない事由であっても、団体を処罰することができる。ただし、その場合の減点処分は30点以下とする。

第11条（処罰の通知と報告）

1. 執行委員長は、利用団体に口頭又は書面若しくは電子メールその他の電磁的手法で処罰を通知するものとする。ただし、退去又は利用停止処分を科す場合は、書面若しくは電子メールその他の電磁的手法で処罰を通知しなければならない。
2. 執行委員長は、処罰を通知する場合には、同時に、調査結果及び処罰理由を提示しなければならない。
3. 執行委員長は、処罰を行った場合はその直後に開催される総会でその旨を報告しなければならない。

第12条（再審査の申し立て）

1. 利用団体は、処罰の結果に不服がある場合、処罰の通知を受けた日の翌日から起算して2週間以内に、執行委員長に再調査を求めることができる。
2. 執行委員長は、処罰の再調査の請求があった場合、事実の調査及び処罰内容の決定を再度行わなければならない。
3. 執行委員長は、利用団体の不利益に処罰内容を変更することはできない。
4. 執行委員長による処罰の再調査の結果の通知については、前条の定めを準用する。

附則

本規程は、2023年4月1日より施行する。